

議案第69号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 目 的

育児休業の柔軟化を図るための地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」といいます。）の一部改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区職員の育児休業等に関する条例（以下「育休条例」といいます。）の一部を改正します。

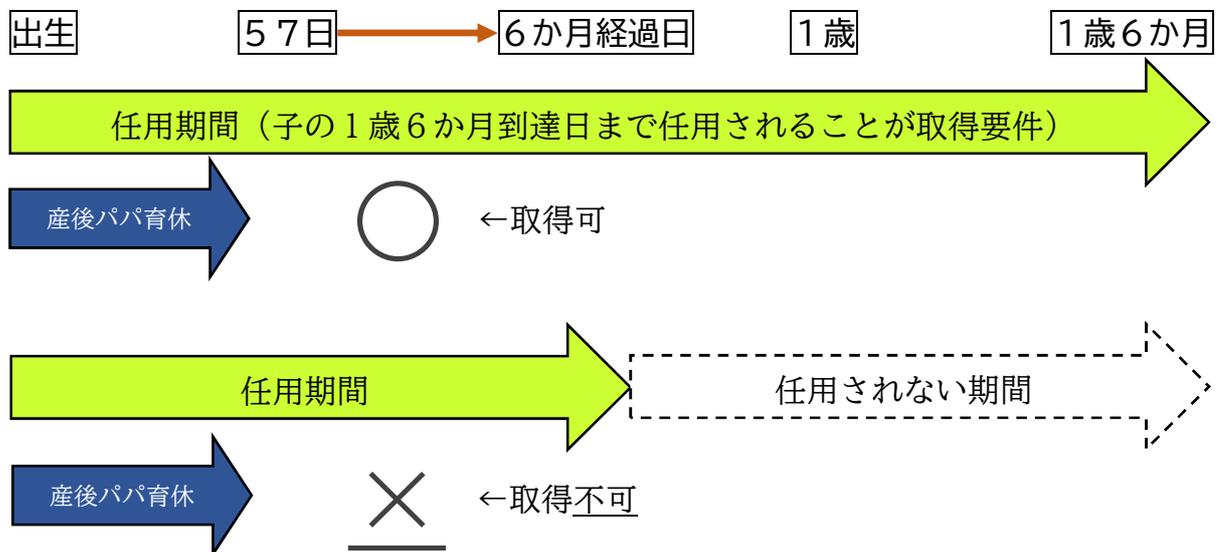
2 改正内容①（育児休業の柔軟化：第1条関係）

（1）非常勤職員の産後パパ育休の取得要件の緩和

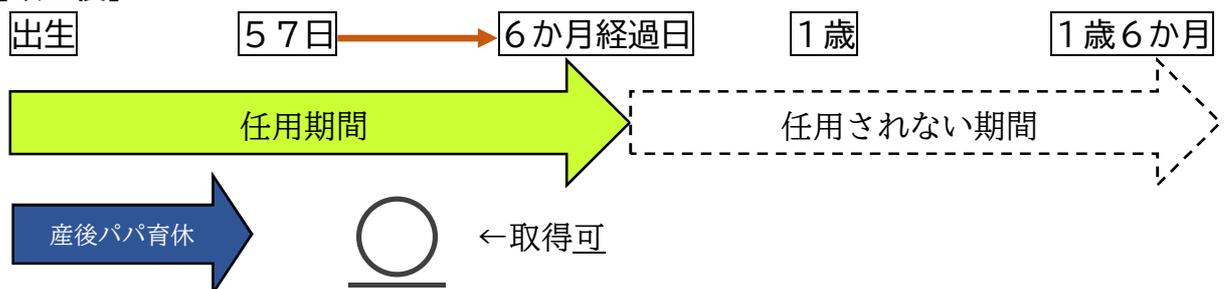
非常勤職員の産後パパ育休^{*}の取得要件を緩和します。

※「産後パパ育休」：子の出生の日から57日以内（出生日及び産後8週間以内）に取得する育児休業の通称です。

【現 行】



【改正後】



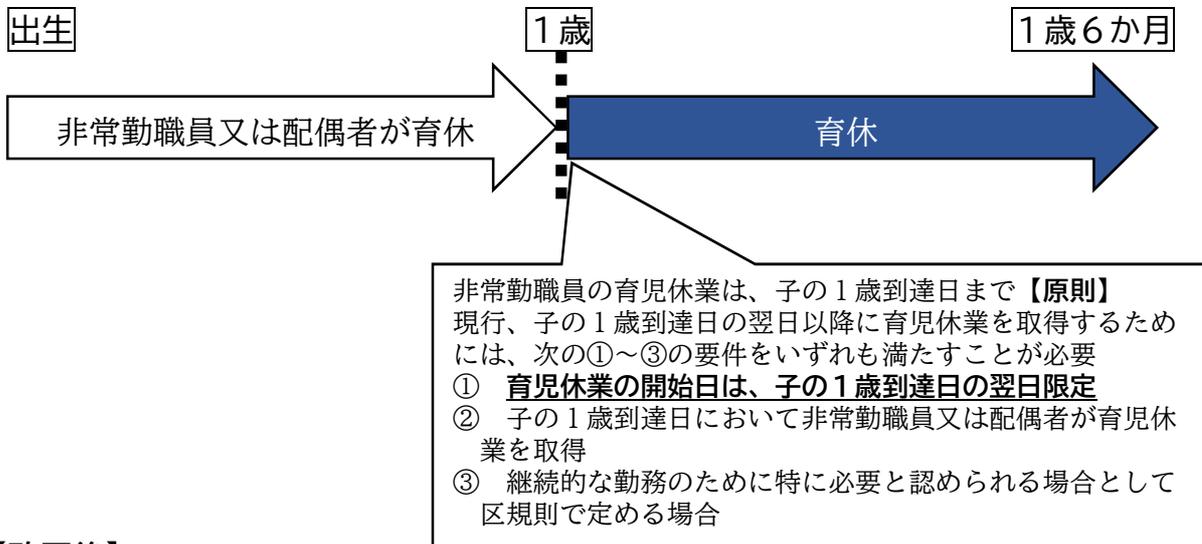
(2) 子の1歳6か月到達日までの間における非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の1歳6か月到達日までの間における非常勤職員の育児休業の取得要件について、次のとおり緩和します。

ア 非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日を初日として育児休業を取得している場合は、当該育児休業の期間の末日の翌日以前の日を初日として育児休業を取得できるようにします。

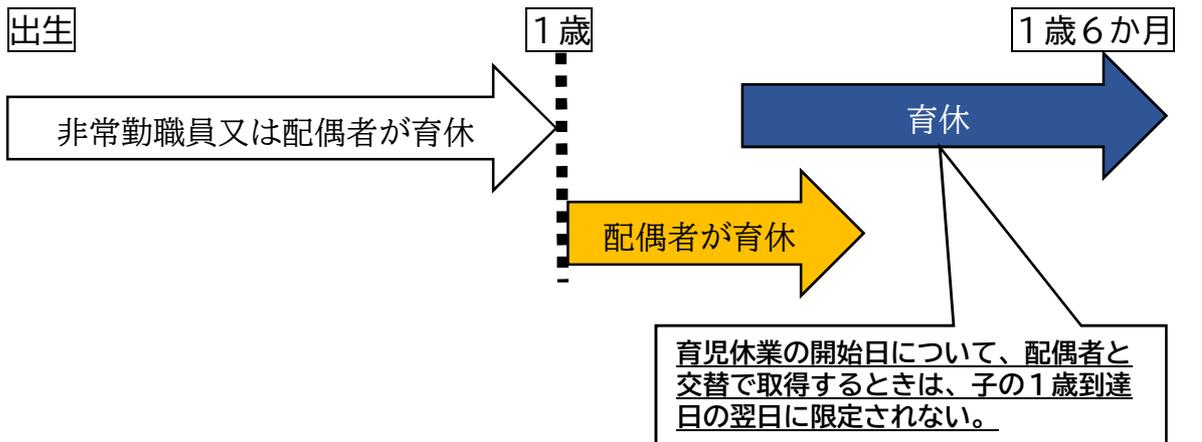
イ 子の1歳到達日の翌日から子の1歳6か月到達日までの期間において非常勤職員が他に育児休業を取得したことがないこと（＝1回目の育児休業の取得であること。）を取得要件に加えます。

【現 行】



【改正後】

配偶者と非常勤職員の交替取得可



(3) 子の2歳到達日までの間における非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の2歳到達日までの間における非常勤職員の育児休業の取得要件についても、子の1歳6か月到達日までの間の取得要件と同様に緩和します。

(4) 再度の育児休業の取得要件の緩和

再度の育児休業の取得要件について、次のとおり緩和します。

ア 2回目の育児休業のためにあらかじめ育児休業等計画書により書面で申し出ることを不要とします。

イ 任期の更新に伴う育児休業の取得について、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき任用する「任期付職員」も対象とします。

(5) 人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間（57日間）の条項改正

育休条例で引用している育児休業法の条項番号を変更します。

第2条第1項ただし書 → 第2条第1項第1号

3 改正内容②（定年引上げ：第2条関係）

(1) 育児休業を取得することができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年制の例外措置として、特例任用により管理職に留任する者を追加します。

(2) 育休条例で引用している地方公務員法の条項番号を変更します。

第28条の5第1項 → 第22条の4第1項

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日。ただし、(2)については公布の日、項番3については令和5年4月1日

(2) 施行前準備

ア 既に1回目の育児休業をしたことがある職員は、施行日前においても、改正後の育休条例の規定による育児休業の承認の請求ができることとします。

イ 改正後の育休条例の取得要件に新たに該当する職員は、施行日前においても、改正後の育休条例の規定による育児休業の承認の請求ができることとします。

港区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれにも該当しない非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のものが満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。））に引き続き採用されることが明らかでない非常</p>	<p>(前略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）（第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。））に引き続き採用されることが明らかでない非常勤職員</p>

勤職員

(2) (略)

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」と

いう。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) (略)

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)(において育児休業をしている非常勤職員に限る。)(

(中略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六箇月到達日

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(中略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前

号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする

期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあって

地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ（略）

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等

ては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ（略）

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 (略)

三 (略)

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四 (略)

五 (略)

一 (略)
二 (略)

(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四 (略)

五 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 (略)

六 (略)

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(後略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項及び第四項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年四月一日

(経過措置)

七 (略)

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(後略)

2| この条例の施行の日前に、第一条の規定による改正前の港区職員の育児休業等に関する条例第三条第五号の書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3| 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4| 第一条の規定による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条第三号イに掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び第一条の規定による改正後の同条例第二条の三第三号、第二条の四又は第三条第七号の規定に新たに該当することとなる者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

港区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>三 港区職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>四 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(前略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 港区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年港区条例第一号)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 港区職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員
- 三 第二条第三号に掲げる職員

(中略)

(部分休業をすることができない職員)

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(後略)

付則

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 港区職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

(中略)

(部分休業をすることができない職員)

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(後略)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項及び第四項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第一条の規定による改正前の港区職員の育児休業等に関する条例第三条第五号の書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 第一条の規定による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条第三号イに掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び第一条の規定による改正後の同条例第二条の三第三号、第二条の四又は第三条第七号の規定に新たに該当することとなる者からの育

児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。